

## 障害福祉サービス(訪問系サービスに限る) 指定内容の変更に係る提出書類一覧

提出書類 変更内容	市ホームページに掲載										任意様式	写し可	登記事項証明書	備考
	変更届出書 (様式第2号)	居宅介護事業所等の指定に係る記載事項 (付表)	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)	従業者免許・資格等一覧表 (参考様式2)	管理者経歴書 (参考様式3)	実務経験証明書 (参考様式3-2)	事業所の平面図 (参考様式4)	利用者又はその家族からの苦情を解決する (参考様式10)	主たる対象者を特定する場合における理由 (参考様式7)	誓約書(その他申請に必要な書類)	組織体制図	運営規程	人員基準・加算等に関する資格証等	
1 事業所(施設)の名称	○	○						○			○	○		
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	○	○					○				○			【事前に要相談】 変更内容を相談してください。
3 申請者(法人)の名称	○										○		○	
4 主たる事務所(法人)の所在地	○												○	
5 代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	○									○			○	
6 登記事項証明書等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	○												○	
7 事業所(施設)の平面図	○						○							【事前に要相談】 変更内容を相談してください。
8 管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○	○			△		○	○	△		
9 サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○		△		△			○	△	△	実務経験によりサービス提供責任者の要件を満たす場合、実務経験証明書が必要です。
10 事業所の従業者の員数や勤務体制	○	○	○	○		△					○	△	△	同行援護の従業者等について、実務経験により要件を満たす場合、実務経験証明書が必要です。
11 主たる対象者	○	○							△		○			主たる対象者を特定する場合は、参考様式10が必要です。
12 営業日及び営業時間	○	○									○			
13 通常の事業の実施地域	○	○									○			
14 提供する障害福祉サービスの種類	○	○									○			
15 その他の運営規程に係る事項	○	○						△			○			
16 加算に係る事項														「添付書類一覧表」により必要書類を確認してください。
17 その他の事項の変更	○													必要書類が不明な場合は、障害自立支援課にお問い合わせください。

※「○」は必須、「△」はその変更内容により必要な場合に提出要。

- 指定内容に変更があったときは、10日以内に変更届出書と必要な書類を提出してください。
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)では、ヘルパーの職種は「従業者」と記載してください。  
また、管理者がサービス提供責任者等を兼務している場合は、「管理者」としての勤務時間と「サービス提供責任者等」としての勤務時間を明確に区分し、2行に分けて記載してください。  
なお、「管理者」としての勤務時間は1日あたり2時間以上とし、その時間は従業者の常勤換算人数から除外してください。
- 基本報酬や加算に変更があるときは、「変更届出書」ではなく、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等を一式提出してください。  
加算は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始することができます。また、算定されなくなる状況が生じた場合は、その事実発生日から算定できなくなりますので、速やかに届出を行ってください。
- 事業所を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の2ヶ月前までにご相談ください。